

大陸棚と排他的経済水域の境界画定 —判例紹介—

松 葉 真 美

目 次

はじめに	4
I 国際法上の規定	5
1 大陸棚	6
2 排他的経済水域	7
3 海域の境界画定	8
4 紛争の解決	8
II 国際判例	8
1 北海大陸棚事件	8
2 英仏大陸棚事件	8
3 チュニジア＝リビア大陸棚事件	8
4 メイン湾海域境界画定事件	8
5 リビア＝マルタ大陸棚事件	8
6 グリーンランドとヤンマイエン間の海域境界画定事件	8
7 カタールとバーレーン間の海域境界画定と領域問題事件	8
8 カメルーンとナイジェリア間の領土・海域境界画定事件	8
おわりに	8

はじめに

海洋は、古くから交通・通商、資源採取、科学調査、軍事行動など多くの目的のために利用されてきた。しかし、19世紀までは国家が自国の領海を越えた海域に対して管轄権を主張することはほとんどなく、海洋は基本的に領海 (territorial sea) と公海 (high sea) に分割されていた。ところが20世紀に入ると、海洋の探査・利用に関する技術の進展に伴い、沿岸国は一定の海域に対して管轄権を行使するようになった。特に第二次世界大戦以降、各国は次々と海洋に対する管轄権を拡大する主張を展開した。こうした混乱を収拾するために、これまでに3度に渡り国連海洋法会議が開催され、海洋法秩序の法典化が試みられてきた。第3次国連海洋法

会議において1982年4月30日に採択された「海洋法に関する国際連合条約」(United Nations Convention on the Law of the Sea; 以下、国連海洋法条約とする。)⁽¹⁾ は、海洋のあらゆる法制度を包含する条約であり、1994年11月16日に発効した。

国連海洋法条約は、沿岸国が一定の海域に対して探査、天然資源の開発などの権利を行使することができる大陸棚及び排他的経済水域の制度を規定している。しかし、資源開発という重要な国益が絡むため、それらの範囲についてはしばしば周辺国家間で紛争が起こってきた。日本も中国及び韓国との間に境界画定問題を抱えており、現在に至るまで解決されていない。国連海洋法条約は、境界画定問題に関して、「衡平な解決を達成するために、……国際法に基づ

(1) *United Nations Treaty Series*, Volume 1833, p.397. 日本は、1996年6月20日に批准書を寄託、7月12日に公布(平成8年条約第6号)した。発効は7月20日である(外務省告示第309号)。

いて合意により行う」と規定するにとどまり（排他的経済水域について第74条、大陸棚について第83条）、実際的な基準を明示していない。また、これまでの境界画定例を見ても、事例ごとに事情が異なるため、普遍的な基準を求めることは難しい。とはいえ、各判例の中に一定の共通点を見出すこともまた可能である。そのような意味で、これまでの判例は、海域の境界画定に関する国際法の形成に大きな役割を果たしてきたと言えよう。

本稿は、まず国際法上の大陸棚及び排他的経済水域の制度とその意義を確認し、その後海洋の境界画定に関するこれまでの判例を概観する。

I 国際法上の規定

1 大陸棚

大陸棚 (continental shelf) とは、もともとは地理学上の用語であり、大陸周辺の水深約200mまでの浅海をいう。大陸の一部が、海面上昇により水面下に没したもので、地形・地質的にも陸地の延長である⁽²⁾。大陸棚は、漁礁の築造場所や栽培漁場として利用されたり、石油、天然ガス、石炭などの採掘が行われており、近年ではその資源的価値が大いに注目されている。しかし、大陸棚が国際法上の問題として扱われるようになった歴史は浅く、第二次世界大戦後のことである。それまでは技術的な制約から大陸棚の活用は容易ではなく、その存在が国際法上の問題となることもなかったのである。

第二次世界大戦末期、科学技術の進歩によって大陸棚を開発する技術的可能性が語られるよ

うになると同時に、大陸棚に対する国家の管轄権が国際法上の問題として浮上した。1945年、米国のトルーマン大統領は「大陸棚の地下および海底の天然資源に関する米国の政策宣言」(トルーマン宣言)⁽³⁾を発表した。同宣言は、米国沿岸に接続する大陸棚の海底の天然資源はそれが公海の下であっても米国に所属し、米国の管轄と支配に服すると主張しており、これに倣い多くの国が同様の主張をした。しかし、各国の主張は細部において異なり、上部水域を含めて広範囲な海域に対する管轄権を主張する国も現れた⁽⁴⁾。これらの相異を解消するために第1次国連海洋法会議(1957-58年)では、「大陸棚に関する条約」(Convention on the Continental Shelf; 以下、大陸棚条約とする。)⁽⁵⁾が採択され、大陸棚制度が条約上の制度として確立した。

大陸棚条約は、国家の管轄権が及ぶ大陸棚の範囲を「海岸に接続しているが領海の外にある海底区域であって、水深200mまでのもの、またはこの限度を越えているがその天然資源の開発を可能にする限度までであるものの海底」(第1条(a))とし、開発可能性の基準を取り入れ、水深に関係なく海底への管轄権を拡大できる余地を残した。沿岸国は、大陸棚に対して、「これを探査し及び天然資源を開発するための主権的な権利を行使する」ことができる(第2条第1項)。この主権的権利は、国際法上、沿岸国の固有の権利とされ、沿岸国は、「実効的な若しくは名目上の先占又は明示的な宣言」に関わりなく(第2条第3項)、また他国の承認がなくともこの権利を有する。特に国際司法裁判所も、後述する北海大陸棚事件判決において、それが国家の固有の権利 (inherent right) であ

(2) 浮田典良編『最新地理学用語辞典 改訂版』大明堂, 2003.

(3) "Policy of the United States with Respect to the Natural Resources of the Subsoil and Sea Bed of the Continental Shelf", Presidential Proclamation No.2667, 28 September 1945, *Code of Federal Regulations*, 1943-48 Compilation, Title3, p.67.

(4) 栗林忠男『現代国際法』慶應義塾大学出版会, 1999, p.283.

(5) *United Nations Treaty Series*, Volume499, p.311. 日本は未加入である。

ることを認めている⁽⁶⁾。

沿岸国は、大陸棚の探査・開発という限定された目的の範囲内においては包括的・排他的な権利を有し、探査・採掘の許可に関する国内法令を制定し適用したり、その違反を防止あるいは違反者を処罰するなど、その大陸棚で属地的に管轄権を行使することができる⁽⁷⁾。しかし、大陸棚の範囲に開発可能性の基準を取り入れたことは、開発技術の進歩に伴い大陸棚の範囲を拡大してしまうという問題点を含んでいた。

この問題点を克服するために、国連海洋法条約は、第6部に大陸棚に関する規定を置き、その範囲について新しい基準を設けた。同条約は、以下に述べるように大陸棚の定義を詳細に規定するなど、大陸棚条約を継承し、発展させたものである。国連海洋法条約は、大陸棚を「領海を超えてその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部 (continental margin)⁽⁸⁾ の外縁まで延びている海面下の区域の海底及びその下」(第76条第1項前段)と規定する。ただし「基線⁽⁹⁾ から350カイリを超えてはならず、また、2500 m等深線から100カイリを超えてはならない」(第76条第5項)との制限を設けた。一方、大陸縁辺部の外縁が基線から200カイリ未満の場合は200カイリまでの海底及びその下とする基準を採用した(第76条第1項後段)。このことからわかるように、国連海洋法条約で規定される国家の管轄権が及ぶ大陸棚の範囲と地理学上の

大陸棚のそれは必ずしも一致するわけではない。

なお大陸棚に対する沿岸国の権利は、大陸棚条約で認められたものとほぼ同様で、沿岸国は「大陸棚を探査し及び天然資源を開発するため、……主権的権利を行使する」ことができる(第77条第1項)。天然資源には、鉱物その他の非生物資源、定着性種族に属する生物が含まれる(第77条第4項)。そしてこれらの権利は、沿岸国が大陸棚を探査または開発していない場合にも、他国は「沿岸国の明示的な同意を得ることなくこれらの活動を行うことができないという意味において、排他的である」(第77条第2項)。

2 排他的経済水域

排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone ; 以下 EEZ とする。) とは、国連海洋法条約によって創設された制度である。その起源は排他的漁業水域と大陸棚の概念にあり、EEZ はこれらを統合し発展させた制度である⁽¹⁰⁾。1960年代から、条約または一方的宣言 (国内法) によって、領海とは別にその基線から12カイリまでの範囲の漁業水域を設定する国がかなりの数にのぼった。このような動きを受け、1974年には国際司法裁判所も12カイリを限度とする漁業水域の概念が慣習法として具体化したことを認めた⁽¹¹⁾。しかし、すでにその頃には多くの国が12カイリを超え、200カイリ漁業水域または EEZ を設定するようになっていた。EEZ の概

(6) North Sea Continental Shelf Cases, *International Court of Justice Reports of Judgments, Advisory Opinions and Orders* (以下、*ICJ Reports* とする) 1969, p.22, para.19.

(7) 山本草二『国際法 新版』有斐閣, 1994, p.398.

(8) 大陸縁辺部は、地理学上の大陸棚、大陸斜面(大陸棚の外縁からコンチネンタルライズまで続く比較的急な斜面)、コンチネンタルライズ(大陸斜面の基部に形成される表面が滑らかな堆積体)からなる。コンチネンタルライズがない所では、海溝がこれに代わる。(『オックスフォード地球科学辞典』朝倉書店, 2004; 『地理学辞典 改訂版』二宮書店, 1989.)

(9) 基線とは、領海、排他的経済水域や大陸棚の幅を測定するための基準となる線をいう。通常、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする(国連海洋法条約第5条)。

(10) 山本, 前掲書, p.379.

(11) Fisheries Jurisdiction Case (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland v. Iceland), *ICJ Reports 1974*, p.23, para.52.

念は、領海外の沿岸海域の天然資源に対する沿岸国の恒久的主権の主張として、まず中南米諸国及びアフリカ諸国によって提唱された⁽¹²⁾。

9年間に渡る第3次国連海洋法会議（1973年－82年）の審議を経て沿岸国に200カイリのEEZを認めることが合意に達し、その結果EEZに関する国家の権利義務を定めた国連海洋法条約第5部が創設された。

国連海洋法条約は、EEZを「領海を超えてこれに接続する区域であって」、沿岸国の「基線から200カイリを超えて拡張してはならない」と規定する（第55条、第57条）。沿岸国はこの水域において、「海底の上部並びに海底及びその下の天然資源……の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利」、「経済的な探査及び開発のための他の活動に関する主権的権利」を有する（第56条第1項）。特に、生物資源については詳細に規定されており、沿岸国は生物資源の保存及び最適利用の義務を負う（第61－62条）。また、沿岸国は、人工島、施設、構築物の設置・利用に関する管轄権、海洋の科学的調査に関する管轄権、海洋環境の保護、保全に関する管轄権も有する（第56条第2項）。沿岸国は、EEZにおいて自国の権利を行使するにあたり、法令等によってEEZを設定する。ただし、権利を行使する際には、「他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、条約と両立するよう行動」しなければならない（第56条第3項）。そして大陸棚に対する権利とは異なり、沿岸国は排他的経済水域におけるこれらの権利を当然に認められるわけではない。国内立法措置により排他的経済水域を設定して初めて沿岸国の権利義務が生ずる。また、主権的権利の内容も行使

の条件も国連海洋法条約で詳細に定められている。

日本も1977年に「漁業水域に関する暫定措置法」（昭和52年法律第31号）によって、一部海域を除いて200カイリ漁業水域を設定していた。その後国連海洋法条約の批准に伴い、1996年に「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」（平成8年法律第74号）を制定し、基線から200カイリの線（この線が外国との中間線を越えているときは、中間線または当該外国と合意した線）までの海域（領海を除く）にEEZを設定した（第1条第2項）。また、この法律は日本が主権的権利を行使する大陸棚の範囲として、基線から200カイリの線（この線が外国との中間線を越えているときは、中間線または当該外国と合意した線）までの海域（領海を除く）及び、200カイリ以遠で国連海洋法条約第76条に定める一定限度までの海域のそれぞれの海底及びその下と規定している（第2条）。

3 海域の境界画定

国連海洋法条約の規定に基づいて、国家が一方的にその国内法において大陸棚及びEEZを設定しても、大陸棚が向かい合っているか隣接していたり、EEZが近隣国のそれと重なり合う場合には、その権利や管轄権の行使の過程において、近隣国との間で衝突が起こり得る。これを避けるためには、近隣国との間の境界線を画定する必要が生じる。多くの場合、境界画定は関係国の交渉と合意によってなされてきた⁽¹³⁾。しかし、この境界画定問題の解決は、関係国間の資源配分の問題に密接に関連するため、容易ではない場合が多い。

(12) 例えば、1972年に中南米諸国は、「沿岸国は領海に隣接するパトリモニアル海 (patrimonial sea) と呼ばれる海域の…天然資源に対し主権的権利を有すること」、「その海域の最大限界は200カイリとすべきこと」とするサント・ドミンゴ宣言を採択した。また翌1973年、アフリカ統一機構もアジス・アベバ宣言において、領海を越える200カイリの排他的経済水域を設定することを認めた。杉原高嶺他『現代国際法講義』有斐閣、2003、pp.144-145；栗林、前掲書、pp.289-290。

(13) 三好正弘「海洋の境界画定」『海』（日本と国際法の100年 第3巻）三省堂、2000、p.164。

大陸棚条約は、大陸棚の境界画定について、他国との合意を原則とし、合意がない場合には特別の事情がなければ、向かい合っている海岸の場合は中間線、隣り合っている場合は領海基線上の最も近い点から等距離にある線としている（第6条第1-2項）。しかし、1969年の北海大陸棚事件で国際司法裁判所は、等距離原則が国際慣習法化しているとは認められず⁽¹⁴⁾、またあらゆる場合に義務的な境界画定の唯一の方法はないとの判断を下した⁽¹⁵⁾。さらにこの判決は、境界画定は衡平原則に従い、あらゆる関連事情を考慮して、合意によって行われるべきであるとした⁽¹⁶⁾。

第三次国連海洋法会議では、海域の境界画定に関して、等距離・中間線を原則とすべきであるという立場と、衡平原則に基づくべきだとする立場が激しく対立した。結局、国連海洋法条約は大陸棚及びEEZの境界画定について「衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法⁽¹⁷⁾に基づき合意により行う」と規定するのみで（大陸棚について第83条第1項、排他的経済水域について第74条第1項）、等距離・中間線原則にも衡平原則にも言及しなかった。国連海洋法条約は、境界画定の基準を自らは特に定めず、今後の具体的な国家実行に委ねたのである。ただし、合意の目標として「衡平な解決」の達成に言及されていることから、一応は衡平原則に有利な推定が与えられ、各国の国内法による一方的な画定は排除されているといえる⁽¹⁸⁾。

また、境界画定に関して、EEZと大陸棚の関係も問題となりうる。大陸棚が200カイリまで自動的に認められたことから、EEZと大陸

棚の範囲が重複する場合がある。国連海洋法条約は、EEZと大陸棚の境界線が一致すべきことは要求していない。しかし、今日では両者の境界画定を単一境界線によって行う例が多く見られる。

4 紛争の解決

国連海洋法条約は、第15部で、条約の解釈又は適用に関する紛争解決の手続を規定している。そこでは非強制手続と強制手続が並存しており、紛争当事国は、非強制手続によって紛争が解決されなかった場合には、強制手続によって最終的解決を図ることになっている。

まず締約国は、この条約の解釈・適用に関する締約国間の紛争を国際連合憲章第33条第1項による平和的手段（交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関または地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段）で解決する（第279条）。これらの手段で解決が得られない場合で、かつ紛争当事国が他の手段による解決を選択する場合を除いて第15部の紛争解決手続が適用される。国連海洋法条約上の非強制手続には、一般的・地域的又は二国間協定などに定められる紛争解決手段（第282条）、意見交換義務（第283条）、任意調停手続（第284条）がある。境界画定問題のうち国際調停で扱われたものとして、アイスランドとヤンマイエン島（ノルウェー）との間の大陸棚区域境界画定についての事件（1981年）がある。

これらの手続で紛争が解決されなかった場合、締約国は後述する一定の紛争を除いて、拘束力を有する決定を伴う強制手続に付託さなければならない。強制手続に関して締約国は、国際海

(14) North Sea Continental Shelf Cases, *ICJ Reports 1969*, p.45, para. 81.

(15) *ibid.*, p.53, para. 101(B).

(16) *ibid.*, p.53, para. 101(C)(1).

(17) 国際司法裁判所規程第38条第1項は、裁判の基準として、a. 条約、b. 国際慣習、c. 法の一般原則、d. 裁判上の判決及び学説を列挙している。

(18) 山本、前掲書、p.409.

洋法裁判所、国際司法裁判所、仲裁裁判所、特別仲裁裁判所の中での選択が認められている。各締約国は、国連海洋法条約の署名、批准もしくは加入のとき、またはその後いつでも文書による宣言を行うことによって、これらの強制手続のうち一つまたは二つ以上のものを選ぶことができる(第287条1項)。当事者間で同一の手続を受諾しなかった場合には、別段の合意がない限り仲裁裁判所に付託される(第287条5項)。これらの裁判所による判決は最終的なものとされ、紛争当事者間及び特定の事件についてのみ拘束力を持つ(第296条)。このように、国連海洋法条約は、紛争解決の第一段階に非強制手続を、第二段階に強制手続を位置づけ、紛争が未解決な状態のままに放置されることを防ぎ、最終的に全ての紛争を解決することを企図しているのである⁽¹⁹⁾。

しかし、一方で同条約は、一定の紛争について強制手続の適用除外を認めている。まず、EEZや大陸棚の海洋科学的調査における管轄権の行使に関する紛争や、漁業に関する沿岸国の主権的権利に関する紛争は、強制的手続に付すことを義務付けられない(第297条第2-3項)。また、領海、EEZ及び大陸棚の境界画定に関する紛争、軍事的活動に関する紛争などについて、締約国はいつでも文書によって強制手続を

受諾しないことを宣言することができる(第298条第1項)。これらのうち、境界画定に関する紛争は、大陸または島の領土についての紛争の検討を伴わない限り、条約附属書V第2節に規定された強制調停⁽²⁰⁾に付託される(第298条第1項(a)(i))。締約国が選択的に管轄権の除外を宣言できるこれらの紛争は、政治的・軍事的な側面が強く、保護される利益も海洋環境の保護・保全といった人類共通の利益というより個別の場合が多い⁽²¹⁾。

II 国際判例

上述のように、国連海洋法条約は、隣接するかまたは向かい合う二国間の大陸棚やEEZの境界については、衡平の原則に従い、あらゆる事情を考慮して当事国の合意によって定めなければならないと規定している。しかし条約の規定は、諸国の行為規範を定めるものにすぎず⁽²²⁾、境界画定が未解決のまま残されているケースも少なくない。一方、海洋の境界画定の分野は、国際司法裁判所または仲裁裁判所を利用して紛争を解決した事例が多いことも特徴である⁽²³⁾。裁判所の判決には先例拘束性は認められていない⁽²⁴⁾が、これらの判決やその他の国家実行を通じて、境界画定一般についての法原則、考慮

(19) 牧田幸人「国連海洋法条約における紛争解決制度」『海洋法の新秩序』東信堂、1993、p.336。

(20) 附属書Vは第1節に伝統的な任意調停手続の規定をおき、第2節に調停委員会を構成する過程及びそれへの付託を強制的な措置とする強制調停の規定をおいた。強制調停においては、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国に対する文書による通報により調停手続を開始することができ、通報を受けた当事国はその手続に従う義務を負う。

(21) 栗林、前掲書、p.335。

(22) 水上千之「排他的経済水域の境界画定(1)」『広島法学』24巻1号、2000.6、p.6。

(23) 青木隆「海域の画定と国連海洋法条約」『季刊海洋時報』75号、1994.12、p.38。なお、仲裁裁判とは、紛争当事国が付託合意に基づいて設置する裁判所によって法の尊重を基礎として行われる裁判手続であり、その判決は紛争当事国を拘束する。仲裁裁判所は紛争ごとに設置され、常設性を持たない点が国際司法裁判所との大きな違いである。

(24) 国際司法裁判所規程第59条は、裁判所の裁判は、当事者間においてかつその特定に事件に関してのみ拘束力を有すると規定する。しかし、特別の理由がない限り裁判所が前の裁判例や見解を踏襲することは、法の社会的安定性の確保のためにも自然な要請である。実際に国際司法裁判所は、いくつかの分野において実質的に国際判例法(international case law)と呼ばれうる実体を形成してきた。(杉原高嶺『国債司法裁判制度』有斐閣、1996、pp.340-342.)

されるべきあるいは重視されるべき要素が次第に明らかになりつつある⁽²⁵⁾。

大陸棚または EEZ の境界画定に関しては、1969年の北海大陸棚事件判決に始まり、2002年のカメルーンとナイジェリア間の領土及び海洋境界紛争事件判決までに11の判決が出ている。そのうち7つが国際司法裁判所 (International Court of Justice ; 以下、ICJ とする。) 判決であり、4つは仲裁裁判判決である。これらの一連の判例は基本的に、北海大陸棚事件において示された衡平原則の内容を具体化する努力を続けてきた⁽²⁶⁾。本稿では、7つの ICJ 判決と、仲裁裁判判決の最初の例であり代表例である英仏大陸棚事件を紹介する⁽²⁷⁾。

1 北海大陸棚事件 (ICJ、1967年2月20日付託、1969年2月20日判決)⁽²⁸⁾

北海の大陸棚資源に対する探査や開発が活発化してくるにつれ、沿岸諸国は自国の大陸棚の範囲を画定する必要にせまられた。向かい合った海岸を有する国々は、2国間条約を締結し境界を画定した⁽²⁹⁾。隣り合う海岸を有する国家間においても境界画定交渉が進められ、デンマーク・西ドイツ間及びオランダ・西ドイツ間では、沿岸から一定の沖合までの部分的な境界線が等距離方式に従って合意された。しかし、それらより先の沖合における境界については、いずれの2カ国間においても見解が対立していた。一方、デンマークとオランダは、西ドイツの沖合の海域に等距離方式に基づく境界画定条約を締

結し、その有効性を西ドイツに対しても主張した。これに対し、西ドイツは、条約の第三国への有効性を否定することで両国の主張に反論した。3国は外交交渉によっては最終合意に至ることができなかつたため、1967年2月20日に事件を ICJ に付託した。なお、デンマークとオランダは大陸棚条約の締約国だが、西ドイツは同条約を批准していなかった。

デンマークとオランダは、大陸棚の境界は大陸棚条約第6条第2項に従って、等距離原則により決定されるべきであると主張した。一方西ドイツは、等距離方式は国際慣習法とはいえず、各沿岸国が正当かつ衡平な配分を受ける資格があるという原則に基づいて大陸棚の境界画定は行われなければならないと主張した。

ICJ は、「陸地領域の海中及びその下へ向かって自然の延長を構成している大陸棚に対する沿岸国の権利は、陸地に対する主権、海底の探査及び天然資源の開発のための主権的権利の行使の拡張として、当然にかつ最初から (*ipso facto* and *ab initio*) 存在する」と述べ、大陸棚に対する沿岸国の主権が「固有の権利」であることを確認した⁽³⁰⁾。また、境界画定において基本となるのは、等距離方式にみられるような沿岸国との近接性よりも沿岸国の陸地領域の自然の継続延長の原則であり、国際法が沿岸国に法律上の権原 (*ipso jure* title) を与えるのは、ある海底区域がその沿岸国がすでに支配している領域の一部であるとみなされるという事実によるものとされる⁽³¹⁾。

(25) 水上, 前掲論文, p.2.

(26) 小寺彰他編『講義国際法』有斐閣, 2004, p.264.

(27) 海域の境界画定に関する判例を総合的に研究したものとして、水上千之「排他的経済水域の境界画定(1)-(3)」『広島法学』24巻1-3号, 2000.6-2001.1; 三好, 前掲論文.

(28) *ICJ Reports 1969, op. cit.*. この事例を紹介した主な邦語文献として、田畑茂二郎・太壽堂鼎編『ケースブック国際法 新版』有信堂高文社, 1987, pp.141-146; 皆川洸「大陸棚の境界画定-北海大陸棚事件の判決」『一橋論叢』65巻5号, 1971.5, pp.22-40.

(29) 英国とノルウェー、デンマーク、オランダの間で結ばれた条約や、ノルウェーとデンマーク間の条約がある。

(30) *ICJ Reports 1969, op. cit.*, p.22, para.19.

(31) *ibid.*, p.32, para.43.

また、ICJ は大陸棚条約第 6 条第 2 項の規定の等距離原則が慣習国際法の規則であるかを検討し、それが既に存在していた慣習法の規則が具体化されたのではなく、純粹に条約上の規則であると結論づけた⁽³²⁾。ICJ は、同原則が条約成立後の国家実行を通じて慣習法となったかどうかとも検討し、大陸棚条約加入国数はまだ十分でなく発効後の時間も短いこと、境界画定に関する諸国の実行が等距離原則に従わなければならないという法的信念に基づいていた証拠はないことを確認した⁽³³⁾。したがって、大陸棚条約の等距離原則は、条約の制定に先立って存在していたとはいえず、その後の国家実行もそのような原則を形成してこなかったため、判決時においても慣習国際法とみなすことはできないと結論づけた⁽³⁴⁾。

本件で判決に求められていたのは、実際に境界画定を行うことではなく、境界画定において従うべき法原則を示すことであった⁽³⁵⁾。ICJ は、「大陸棚の境界画定は、衡平原則に従い、あらゆる関連事情を考慮して、各当事国の陸地領域の自然の延長を構成する大陸棚の全ての部分を、他国のそれに侵入することなくできるだけ多く残すように、合意によって決定されるべきである」とした⁽³⁶⁾。また、その交渉において考慮されるべき要素として、①沿岸国海岸の一般的地形及び特殊な地形の存在、②大陸棚の物理的または地質学的構造と天然資源、③沿岸国に属する大陸棚の広さと一般的方向で測られ

る海岸線の長さとの間の合理的な均衡性、を挙げた⁽³⁷⁾。

2 英仏大陸棚事件（仲裁裁判所、1977年 6 月 30 日判決）⁽³⁸⁾

大陸棚条約に加入した英仏両国は、両国間の大陸棚の境界画定に関する交渉を行ったが合意に至らず、1974年に問題を仲裁裁判に付託することを決定した。問題となった海域にはエディストーン・ロック (Eddystone Rock)、チャネル諸島 (Channel Islands)、シリー諸島 (Scilly Isles) など多くの岩礁や小島が含まれていた。また、両国は本土に挟まれた海峡区域では向かい合っているが、それより西側の北大西洋の区域では隣接する関係にある。

英国は、大陸棚条約に基づいて、特別の事情がない限り全ての区域において等距離中間線によって境界を画定することを主張した。他方フランスは、領土の自然の延長原則と衡平原則という慣習法によって境界画定がなされるべきだと主張し、海峡区域では等距離中間線を、大西洋区域では領土の自然延長原則を採用すべきだとした。

仲裁裁判所は、特別の事情がない限り等距離・中間線原則に従って境界画定が行われるという大陸棚条約第 6 条が英仏間にも原則として適用されるとした。また、第 6 条は等距離原則と特別事情規則の 2 つの原則を設けているのではなく、唯一の「等距離 = 特別事情の結合規則

⁽³²⁾ *ibid.*, pp.39-42, para.63-69.

⁽³³⁾ *ibid.* pp.42-45 para.70-80.

⁽³⁴⁾ *ibid.* p.45, para.81.

⁽³⁵⁾ *ibid.*, p.46, para.84.

⁽³⁶⁾ *ibid.*, p.53, para.101(C).

⁽³⁷⁾ *ibid.*, pp.53-54, para.101 (D).

⁽³⁸⁾ "Arbitration between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the French Republic on the Delimitation of the Continental Shelf." *International Legal Materials*, Volume XVIII Number2 (March 1979) (以下、Anglo - French Decision とする) pp.397-494. この事例を紹介した主な邦語文献として、田畑・太壽堂、前掲書、pp.146-151；芹田健太郎「英仏大陸棚事件仲裁判決(抄)」『国際法外交雑誌』77巻 2号, 1978.9, pp.209-243.

(combined equidistance-special circumstances rule)」を定めているという⁽³⁹⁾。その等距離原則の適用は、「特別事情により他の境界線が正当と認められない限り」という条件によって制約され、大陸棚条約第6条における「特別事情」は衡平な境界画定を確保することを意図している。仲裁裁判所は、関係国間に合意がない場合に大陸棚の境界が衡平原則に基づいて決定されるべきであるという一般規則の特定の表現が、等距離＝特別事情結合原則なのだとした⁽⁴⁰⁾。

また、北海大陸棚事件判決における領土の自然延長という根本原則を確認しながらも、それが絶対的なものではなく、島の存在など特殊な事情がある場合には制約の対象となりうることを明らかにし、自然の延長原則よりも衡平の原則を重視する姿勢を示した。仲裁裁判所は、海岸の形状や島の存在といった地理的要素を重視しつつも、国際法上、大陸棚が地理学上の物理的事実だけでなく、法規則によって決定されることも述べている⁽⁴¹⁾。

判決は具体的に3つの区域に分割して境界画定を行った。まず、英仏海峡区域については、英仏両国が既に合意していた中間線を境界線とした。特に、エディストーン・ロックが境界線の基点になることも認めた。英国はエディストーン・ロックを島であると主張したが、フランスは低潮高地⁽⁴²⁾であるとしていた。しかし、裁判所はエディストーン・ロックが島であるか否

かについては全く触れることなく、フランスがすでにヨーロッパ漁業条約におけるイギリスの漁業水域の基点としてエディストーン・ロックを受け入れていることから、大陸棚の境界画定においても、その基点となることを認めたのである⁽⁴³⁾。

次に、イギリス領でありながら英仏両国の中間線よりもフランス側にあるチャンネル諸島について、仲裁裁判所は、同諸島の存在は不均衡をつくり出す特別な事情であり⁽⁴⁴⁾、両当事国により適切かつ衡平な均衡をもたらす中間的解決が求められていると判示した⁽⁴⁵⁾。具体的には、まず英仏海峡を通る中間線を引き、その中間線とチャンネル諸島の間に同諸島の海岸から12カイリの境界線をひいた。

最後に太平洋区域について、裁判所は大陸棚条約第6条を適用したが、イギリス領シリー諸島が厳格な中間線以外の境界画定を認めうる特別事情であるとみなした⁽⁴⁶⁾。そして、シリー諸島の存在を考慮せずに引いた等距離線と、同諸島を基点として引いた等距離線の中間線を最終的な境界線とした。これは島に基点としての「完全の効果」(full effect)を与えずに、「半分の効果を与える方法」(half effect method)であり、国家実行の中には先例があった⁽⁴⁷⁾ものの、裁判によって半分効果方法が採用されたのは本件が初めてである。

⁽³⁹⁾ Anglo - French Decision, p.421, para.68.

⁽⁴⁰⁾ *ibid.*, p.421, para.70.

⁽⁴¹⁾ *ibid.*, p.443, para.191.

⁽⁴²⁾ 自然に形成された陸地であって、高潮時には水中に没するものをいう(国連海洋法条約第13条第1項)。低潮時にのみ干出する浅瀬や岩などがこれにあたり、この点で島と区別される。ただし潮高の基準については今日でも各国の実行上に不一致が残る(山本草二『海洋法』三省堂, 1992, pp.53-59.)。

⁽⁴³⁾ Anglo - French Decision, p.434, para.139-140, 144.

⁽⁴⁴⁾ *ibid.*, p.441, para.180.

⁽⁴⁵⁾ *ibid.*, p.444, para.198.

⁽⁴⁶⁾ *ibid.*, p.454, para.245.

⁽⁴⁷⁾ *ibid.*, p.455, para.251.

3 チュニジア＝リビア大陸棚事件 (ICJ、1978年12月1日付託、1982年2月24日判決)⁽⁴⁸⁾

チュニジアとリビアの大陸棚境界は画定されていなかったが、両国は各々大陸棚の探査・開発を行い、自国に属するとみなす区域について独自に石油開発コンセッション⁽⁴⁹⁾を与えていた。1974年、両国は異なる境界線を想定して国境区域の大陸棚についてコンセッションを与えていたため、開発区域の重複が生じた。そこで両国は外交交渉の後、1977年に特別協定を結び、翌年同協定に基づき問題を ICJ に付託した。チュニジアとリビアはともに大陸棚条約に加入しておらず、ICJ は慣習法に基づいて判断することになった。しかし、本件は1973年から審議が重ねられていた国連海洋法条約の最終的な草案が確定して初の境界画定事件でもあり、注目を集めた。

ICJ に付託された事項は、大陸棚の境界画定に適用すべき国際法の原則および規則は何かを判断し、その原則および規則の適用のための実際的方法 (practical way) を精確に特定することであった。また、その原則及び規則の決定にあたり、衡平の原則、関連事情、海洋法会議における最近の動向を考慮に入れることも要請された。

両国間の境界画定の対象となった区域は、ト

ラフ、海底崖、海底谷、海嶺などといった複雑な地形が含まれていた。チュニジアは、一国の領土の自然の延長は他国の自然の延長を侵してはならないと主張した。一方リビアは、大陸棚の延長の方向は大陸棚と陸塊の地質学のおよび地理学的関係によって決まると主張していた。

ICJ は、衡平原則の満足と自然の延長原則の適用はともに境界画定において重要であるが、この2つは同一平面に置いて考慮されるべきではないとした⁽⁵⁰⁾。そして領土の自然の延長が大陸棚の法的権原の基礎となるという原則は、隣接する国との間では必ずしも境界画定の基準となりうるわけではないと判示した⁽⁵¹⁾。さらに地質学的要素だけでは大陸棚の区域を明らかにすることはできず、むしろ地質学的要素は国際法の適用のために必要な範囲内で考慮されるとした⁽⁵²⁾。そして関係国が考慮すべきなのは地質の歴史的变化ではなく、今日の海底 (the present-day sea-bed) であるとした⁽⁵³⁾。また、海底の物理的要因は衡平な解決の要素として考慮される事情の1つと考えられると判示した⁽⁵⁴⁾。

ICJ は、大陸棚の境界画定はあらゆる関連事情を考慮して、衡平原則に従って行われなければならないとする。また、衡平原則の適用の結果が衡平でなければならないことを強調し、衡平な結果に達するために適切であろう原則及び規則を適用することが必要であるとした⁽⁵⁵⁾。

(48) Case Concerning the Continental Shelf (Tunisia v. Libyan Arab Jamahiriya), *ICJ Reports 1982*. この事例を紹介した主な邦語文献として、田畑・太壽堂、前掲書、pp.152-156；皆川洸「大陸棚に関する事件(チュニジア/リビア)」『国際法外交雑誌』82巻6号、1984.2、pp.79-138；芹田健太郎『島の領有と経済水域の境界画定』有信堂高文社、1999、pp.121-158.

(49) コンセッション (concession) とは、国家が自国領域内で外国人または外国企業が一定期間、天然資源の開発など特殊な経済活動に従事するために付与する特別の認可を意味する。(川岸繁雄「コンセッションと国際法」『国際法外交雑誌』79巻1号、1980.6、p.2.)

(50) *ICJ Reports 1982, op. cit.*, pp.46-47, para.44.

(51) *ibid.*, p.48 para.48.

(52) *ibid.*, pp.53-54 para.61.

(53) *ibid.*

(54) *ibid.*, p.58, para.68.

(55) *ibid.*, p.59, para.70.

衡平原則とは、抽象的なものではなく、衡平な結果に到達するために適切な原則に立ち戻ることなのである⁽⁵⁶⁾。ICJは衡平な結果を生み出すために考慮されるべき関連事情として、関係国の海岸線の一般的形状（一般的方向とその著しい変化）、ケルケナー諸島（Kerkennah Islands）の位置と存在、関係国の国境と1974年までの石油コンセッション付与行為を挙げている⁽⁵⁷⁾。一方ICJは、経済的要因は不測の幸運や災害によって一国の利益を左右することから、両国が主張した経済的要因の考慮を否定した。

4 メイン湾海域境界画定事件（ICJ 特別裁判部、1981年11月25日付託、1984年10月12日判決）⁽⁵⁸⁾

メイン湾海域では、海底鉱物資源の探査許可をめぐり、1960年代からカナダと米国の主張が対立していた。1970年にカナダが大陸棚条約に加入したことによって、両国ともに同条約の当事国となり、大陸棚境界画定の公式交渉が開始された。カナダは大陸棚条約第6条に基づく等距離線を主張したが、米国が考慮すべき特別の事情が存在するとして等距離線では不平等であると主張したため、交渉では大陸棚の境界線を設定することができなかった。さらに1977年には両国が200カイリ漁業水域を設定したことによって、メイン湾入口の好漁場をめぐり、両国間には漁業水域の境界問題も生じることになった。1979年、カナダと米国はメイン湾の境界画定に関する紛争解決条約を締結し、その付属協

定に基づいて大陸棚と漁業水域の双方に適用される単一の境界を画定するために、この問題をICJに付託することにした。この事件はICJの特別裁判部に付託された最初の事件である⁽⁵⁹⁾。

カナダは、基線からの等距離線という当初の主張を修正し、ケープ・コッド（Cape Cod）などの存在が特別の事情を構成するとして、これらを除外して測定した等距離線を主張した。米国は、海岸線の形状などの地理的要素、生態系などの環境要素、漁業活動などの米国の主要利益を考慮した上で、衡平原則を適用するべきと主張した。

カナダと米国はともに大陸棚条約の締約国であったが、特別裁判部は、大陸棚だけではなくその上部水域である漁業水域を含む境界画定を包括して行う本件には、大陸棚の境界画定について規定した大陸棚条約第6条は適用されないとした⁽⁶⁰⁾。

海域の境界画定の原則を、特別裁判部は以下のように定義づけた。まず、境界画定は一国によって一方的に行われてはならず、誠実に具体的な成果を得る真正の意図をもって行われる交渉の結果としての合意によって行われなければならない。それでも合意が得られない場合には、境界画定は権限のある第三者に付託することによって行われることになる。また、境界を画定するに当たっては衡平な基準を適用し、かつ関連事情を考慮して衡平な結果を確保しうる実際的な方法を採用すべきである⁽⁶¹⁾。

⁽⁵⁶⁾ *ibid.*

⁽⁵⁷⁾ *ibid.*, pp.92-94, para.133.

⁽⁵⁸⁾ Case Concerning Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Maine Area (Canada v. United States of America), *ICJ Report 1984*. この事例を紹介した主な邦語文献として、田畑・太壽堂、前掲書、pp.157-163；杉原高嶺「メイン湾境界画定事件」『国際法外交雑誌』87巻4号、1988.10、pp.36-67.

⁽⁵⁹⁾ ICJは、国連における選挙により選出される15名の独立した裁判官で構成される。裁判官全員が出席する法廷の他に、いわゆる小法廷の1つとして、特定の事件を処理するために紛争当事国の要請に基づき設置される特別裁判部がある。この部を構成する裁判官の数は紛争当事国の承認を得て裁判所が決定する（国際司法裁判所規程第26条第2項）。

⁽⁶⁰⁾ *ICJ Report 1984, op. cit.*, p.303, para.124-125.

⁽⁶¹⁾ *ibid.*, pp.299-300, para.112.

続いて特別裁判部は本件に義務的に適用すべき基準と方法は存在しないことを確認し、今回の境界画定を行うために最も衡平とみなされる基準と、その基準を最も具体的に実施しうる実際的な方法を選択することが特別裁判部の任務であるとした⁽⁶²⁾。そして個々の具体的事例に最も適当な基準が適用されるべきであり、その基準を実施する方法もいくつか存在するが、慣習国際法によっていずれがより適当であると識別されることもないという⁽⁶³⁾。国際法は、それぞれの場合において具体的状況に最も適当な基準に依拠することを要求しているのである⁽⁶⁴⁾。

メイン湾海域の北東部ではカナダと米国の海岸が隣接しており、湾の閉鎖線に近い部分では向かい合っている。特別裁判部は、海域を湾深部、湾中央部、湾外に分けて検討した。まず湾深部において両国の海岸はほぼ直角をなす隣接関係にある。特別裁判部は、この海域では平等分割が適当であるとし、両国の主張が一致する地点から両国の基本的海岸線に垂線を下ろし、その垂線の二等分線を境界線とした⁽⁶⁵⁾。次に、湾中央部では両国の海岸は向かい合っている。特別裁判部は、両国国境の位置及び海岸線の長さの均衡性を考慮した上で、カナダ領で人が居住しているシール島 (Seal Island) に半分効果を与え、両国海岸からの修正中間線を境界線とした⁽⁶⁶⁾。最後に湾外では、湾中央部境界線と湾口閉鎖線の交点から湾口閉鎖線に立てた垂線

を境界線とした⁽⁶⁷⁾。

5 リビア＝マルタ大陸棚事件 (ICJ、1982年7月26日付託、1985年6月3日判決)⁽⁶⁸⁾

マルタは地中海に浮かぶ4つの主島と岩礁からなる島国である。北にイタリアのシチリア島、南にリビアが位置しており、1970年にマルタとイタリアは、シチリア島とマルタの中間線を暫定的境界とする協定を結んだ。また、マルタはリビアに対し、1965年に中間線による境界画定を提案していたが、1973年になってリビアはマルタの提案を認めないと表明した。両国は、1976年に大陸棚の境界画定に関する紛争をICJに付託する協定を締結し、1982年にICJに通知した⁽⁶⁹⁾。マルタは大陸棚条約の締約国であったが、リビアは加入していない。また、両国は共に国連海洋法条約に署名していたが、裁判の時点では同条約はまだ発効していなかった。

リビアは、衡平原則に従い、関連事情を考慮した上で合意によって境界画定が行われることを求め、特に両国間に存在するリフト・ゾーン (Rift Zone) と呼ばれる海底トラフによって両国の大陸棚を分割することが可能であるため、領土の自然延長原則に基づいて境界を画定することができることを主張した。また、リビアは等距離原則の適用は義務的ではなく、両国の海岸線の長さを考慮する必要があるとした。他方マルタは、大陸棚の境界画定は衡平な解決を達成す

⁽⁶²⁾ *ibid.*, p.312, para.156.

⁽⁶³⁾ *ibid.*, pp.313-314, para.158-159.

⁽⁶⁴⁾ *ibid.*, p.313, para.158.

⁽⁶⁵⁾ *ibid.*, p.333, para.213.

⁽⁶⁶⁾ *ibid.*, p.335-337, para.221-223.

⁽⁶⁷⁾ *ibid.*, p.338, para.225-226.

⁽⁶⁸⁾ Case Concerning the Continental Shelf (Libyan Arab Jamahiriya v. Malta), *ICJ Reports 1985*. この事例を紹介した主な邦語文献として、杉原高嶺「リビア＝マルタ大陸棚事件」『国際法外交雑誌』88巻1号, 1989. 4, pp.122-153.

⁽⁶⁹⁾ リビア、マルタ両国が付託協定を締結した後の1978年、チュニジア＝リビア大陸棚事件が提訴された。マルタは、この事件が自国の大陸棚利益と密接に関連するとして訴訟参加を申請したが却下された。リビア、マルタが本件の裁判付託の手続をとったのはチュニジア＝リビア事件が終了してからである。

るよう国際法に基づいて行わなければならない、両国の基線から等距離にある中間線を引く方法により行われるべきだと主張した。

この事件は大陸棚境界画定に関する事件ではあるが、1982年に採択された国連海洋法条約に盛り込まれた EEZ 概念の大陸棚境界画定原則に対する影響を十分に ICJ が検討したという点で重要な事例である⁽⁷⁰⁾。ICJ は、国連海洋法条約に規定されている大陸棚と排他的経済水域の二つの制度は現代の法において結びついており、それらの境界画定に際しては、両方の制度の共通要素である海岸からの距離に重きがおかれなければならないと述べた⁽⁷¹⁾。そして ICJ は、EEZ 制度が国家実行を通じて慣習法となったこと、EEZ の海底は必ず大陸棚であることから、EEZ と同様に大陸棚にも距離基準が適用されなければならないとしたのである⁽⁷²⁾。特に200カイリ以内では、国連海洋法条約第76条にあるように、大陸棚の権原の証明または境界画定手続に地質学・地質構造学的特性は無関係であり、もっぱら距離に依存することを指摘した⁽⁷³⁾。だが ICJ は領土の自然の延長原則を否定したわけではなく、同原則と距離の概念は相互補完的なものであるとも述べている⁽⁷⁴⁾。そして距離基準の適用を重視しつつも、等距離原則の適用は義務的ではないとした⁽⁷⁵⁾。

ICJ は、大陸棚の境界画定は衡平原則に従い、全ての関連事情を考慮して、衡平な結果を達成するように行われなければならないと述べる⁽⁷⁶⁾。

衡平原則という言葉は、達成されるべき結果とその手段の両方を性格づけるが、主たる要素は「目標—衡平な結果—」(the goal—the equitable result—)である⁽⁷⁷⁾。そしてこの関連事情の重要度の評価は裁判所に委ねられる。ICJ は、法として大陸棚制度と境界画定における衡平原則の適用に直接関係がある事情のみを関連事情として考慮することができるとした⁽⁷⁸⁾。

このような判断に基づき、ICJ は本件においてリビアが主張する海岸の背後の陸塊と、マルタが主張するエネルギー資源の欠如や漁業活動といった経済的要素の考慮を否定した。また、マルタが主張した安全保障の考慮は大陸棚概念とは無関係ではないとしつつも、本件では考慮しなかった⁽⁷⁹⁾。

ICJ は、まず初めにリビアとマルタの間に暫定的に中間線をひき、それを別の基準に当てはめて修正の必要を検討する方法をとった。そして本件において最終的に考慮されるべき事情として、両当事国の海岸の一般的形状、関連海岸の長さの不均衡及び両海岸間の距離、沿岸国に属する大陸棚の範囲と関連海岸の長さの間の過度の不均衡を避ける必要性を挙げた⁽⁸⁰⁾。

6 グリーンランドとヤンマイエン間の海域境界画定事件 (ICJ、1988年8月16日付託、1993年6月14日判決)⁽⁸¹⁾

デンマーク領グリーンランドの総人口は約55,000人である。その約6%が東部に居住して

⁽⁷⁰⁾ 水上千之「排他的経済水域の境界画定(2)」『広島法学』24巻2号、2000.11、pp.4-5.

⁽⁷¹⁾ *ICJ Reports 1985, op. cit.*, p.33, para.33.

⁽⁷²⁾ *ibid.*, p.33, para.34.

⁽⁷³⁾ *ibid.*, p.35, para.39.

⁽⁷⁴⁾ *ibid.*, p.33, para.34.

⁽⁷⁵⁾ *ibid.*, p.38, para.44.

⁽⁷⁶⁾ *ibid.*, p.38, para.45.

⁽⁷⁷⁾ *ibid.*

⁽⁷⁸⁾ *ibid.*, p.40, para.48.

⁽⁷⁹⁾ *ibid.*, pp.40-42, para.49-51.

⁽⁸⁰⁾ *ibid.*, pp.47-48, para.79.

おり、労働力の約25%が水産業に従事している。一方ヤンマイエン (Jan Mayen) 島は、グリーンランドとスカンジナビア半島の間に浮かぶノルウェー領の島である。定住人口はなく、測候所や通信施設などの職員が随時居住するのみである。グリーンランドとヤンマイエン島との間の海域では、グリーンランドとノルウェーによる捕鯨やシシャモ漁等の漁業が営まれていた。1980年以降、両国は、中間線を漁業管轄権行使の事実上の境界線としていた。

1988年、デンマークはグリーンランドとヤンマイエン島との間の海域画定に関する紛争に関する訴えをICJに提起した。デンマークはICJの管轄権の根拠を国際司法裁判所規程第36条第2項の選択条項受諾宣言に求めた⁽⁸²⁾。この事件は、海洋の境界画定紛争が一方的付託によってICJに持ち込まれた初めての事例である。

デンマークは、グリーンランドがヤンマイエンの位置する海域において完全な200カイリ漁業水域および大陸棚の権利を有すると主張し、漁業水域及び大陸棚に対する単一の境界線を確定するよう求めた。それに対しノルウェーは、大陸棚の概念からしても、漁業水域の概念からしても、中間線が両国の境界線を構成すると主張した。なお、両国は大陸棚条約の締約国であり、1965年に大陸棚の画定に関する協定を結んでいた。

ICJはまず、この大陸棚画定協定について検討した。同協定第1条は、中間線を大陸棚の境界とすることを定めており⁽⁸³⁾、ノルウェーはこの規定が全ての大陸棚に適用されると主張していた。しかし、ICJは協定の趣旨及びその後の国家実行を検討し、両国は協定締結時には両国本土間の一部海域の画定のみを意図していたと判断した⁽⁸⁴⁾。続いてICJは、大陸棚条約第6条の適用についても検討し、両国間に特別な事情がないとは言えないことから、中間線が両国間の境界線として「存在している」(in place)とはみなさないと判示した⁽⁸⁵⁾。

本件では、デンマークが漁業水域と大陸棚の単一の境界線を求めたのに対し、ノルウェーは中間線が両方の境界線を構成するが、二つの境界は概念上別のものであると主張した⁽⁸⁶⁾。したがってICJは、大陸棚の境界画定に関する大陸棚条約第6条と、漁業水域の境界画定に関する慣習法の二つの基準を個別に検討した⁽⁸⁷⁾。そしてICJは、大陸棚の境界画定に関して、まず暫定的に中間線を取り、「特別事情」が「他の境界線」を必要としているか検討するのが適当であるとした。ICJは、暫定的に中間線をひくことが義務的とは考えないが、中間線を引くことは先例(メイン湾海域境界画定事件及びリビア=マルタ大陸棚事件)に合致するとした⁽⁸⁸⁾。また、メイン湾事件判決を引用し、この方法は

81) Case Concerning Maritime Delimitation in the Area Between Greenland and Jan Mayen (Denmark v. Norway), *ICJ Reports 1993*. この事例を紹介した主な邦語文献として、富岡仁「グリーンランドとヤン・マイエン間の海域境界画定に関する事件」『名経法学』7号, 1999.3, pp.291-300.

82) 第36条第2項は、条約の解釈、国際法上の問題等の特定の紛争について、国際司法裁判所の管轄権を認める旨の宣言を国家が一方的に行っているならば、同一の義務を受諾する他の国との間で裁判所の管轄権が義務的になると規定する。この規定は「選択条項」(optional clause)と呼ばれる。デンマークは1956年に、ノルウェーは1976年に特に留保を付さずに受諾宣言を行っている。

83) *ICJ Reports 1993, op. cit.*, pp.48-49, para.23.

84) *ibid.*, pp.50-51, para.27-29.

85) *ibid.*, p.56, para.40.

86) *ibid.*, p.56, para.41.

87) *ibid.*, pp.57-58, para.44.

88) *ibid.*, pp.59-62, para.49-51.

漁業水域の境界画定に関しても適当であるとした⁽⁸⁹⁾。結局 ICJ は大陸棚と漁業水域の双方に暫定的な中間線を引くことが適切な出発点となるとした⁽⁹⁰⁾。大陸棚と漁業水域それぞれの境界画定について、その根拠を区別して分析し、理論的には別個の境界線を選択するものの、結果的にはそれらは一致するとしたのである。

続いて ICJ は、大陸棚の境界画定を検討する中で、大陸棚条約第 6 条が求めている「特別の事情」の調査を行った。そこでこの「特別の事情」を、等距離原則を無条件に適用することから生ずる結果を修正することのありうる事情だとした⁽⁹¹⁾。一方、判例や海洋法会議等を通して発展してきた一般国際法上では、「関連事情」という概念が境界画定過程において考慮されるべき事実として採用されてきたことにも言及している⁽⁹²⁾。結局 ICJ は、「特別の事情」も「関連事情」も共に衡平な結果を達成することを目標としているという点では異ならず、向かい合う海岸における境界画定の場合、等距離＝特別事情原則と衡平＝関連事情原則がほぼ同じ結果を導くとしても不思議はないと判断した⁽⁹³⁾。

そして ICJ は、暫定中間線の修正にあたり、向かい合う海岸線の長さの均衡性、漁業資源、両国の社会・経済・文化的要因等の 3 点を検討した。まず、一見 (*prima facie*) 向かい合った海岸においては、中間線が概して衡平であるとしながらも⁽⁹⁴⁾、グリーンランドとヤンマイエン島の海岸線の長さの不均衡は、大陸棚、漁業

水域のいずれに関しても中間線の修正の必要があるとした⁽⁹⁵⁾。また、この区域の主たる「漁業資源であるシシヤモへの衡平なアクセス」(equitable access to the capelin fishery resources) の保証も中間線を修正しなければならない事情とみなされるとした⁽⁹⁶⁾。裁判においてデンマークは、グリーンランドとヤンマイエン島の人口及び社会経済的要因の相違、グリーンランドの住民の土地への愛着という文化的要因を主張し、ノルウェーは安全保障上の利益の考慮を主張していた。しかし、ICJ は、それらを特別事情として考慮することを認めなかった。

7 カタールとバーレーン間の海域境界画定と領域問題事件 (ICJ、1991年 7 月 8 日付託、2001 年 3 月 16 日判決)

1971年に独立したカタールとバーレーンは、ペルシャ湾に浮かぶハワール諸島 (Jazirat Hawar) などの領有権をめぐる対立してきた。1991年にカタールは、両国間の領域またはその他の権原、利益について判断し、関連海域に単一の境界線を引くことを求めて、紛争を ICJ に付託した。ICJ は、包括的な方式によって、両国間の島や低潮高地に対する各国の領域主権の決定、両国間の領海、大陸棚、EEZ を画定する単一の境界線を引くことを要請された。これは、ICJ において領土・海域紛争が合わせて本案となった 2 つ目の事例である⁽⁹⁷⁾。そして領海画定線と大陸棚・EEZ の境界画定線が接

⁽⁸⁹⁾ *ibid.*, p.61, para.52.

⁽⁹⁰⁾ *ibid.*, p.61, para.53.

⁽⁹¹⁾ *ibid.*, p.61, para.55.

⁽⁹²⁾ *ibid.*

⁽⁹³⁾ *ibid.*, pp.62-63, para.56.

⁽⁹⁴⁾ *ibid.*, pp.66-67, para.64.

⁽⁹⁵⁾ *ibid.*, p.68, para.68.

⁽⁹⁶⁾ *ibid.*, pp.71-72, para.75.

⁽⁹⁷⁾ 1 つ目の事例は、エルサルバドルとホンジュラス間で争われた「領土・島・海洋境界紛争事件」である (Case Concerning the Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador v. Honduras), *ICJ Reports* 1992.)。

続していることも大きな特徴である。

ICJは、メイン湾海域境界画定事件にならない関連海域を南部と北部に分割して検討した。つまり直接にカタールとバーレーンによる12カイリ領海の主張が重複する南部海域については領海画定を、両国の基線から12カイリを越え領海に接続する北部海域については大陸棚・EEZ画定を検討したのである。

両国共に大陸棚条約の締約国ではなく、また、バーレーンのみが国連海洋法条約に加入していたため、ICJは慣習国際法に基づいて紛争を検討した。ただし両国は、本件に関連する国連海洋法条約の規定のほとんどは慣習法を反映していることを認めていた⁽⁹⁸⁾。

ICJは、北部海域における両国の海岸は、隣接しているとし⁽⁹⁹⁾、これまでの判決（メイン湾海域境界画定事件、リビア＝マルタ大陸棚事件、グリーンランド＝ヤンマイエン海域画定事件）の境界画定方法に言及し、本件でも同様の画定手段をとるとした。即ち、まず暫定的に等距離線を引き、その上で修正が必要な事情があるかどうか検討したのである⁽¹⁰⁰⁾。

本件において、バーレーンは、カタール半島北部に大部分が位置する真珠採取に好適な堆が特別事情として考慮されるべきだと主張していた。また、カタールは、1947年の英国の「決定」にある両国の海底を分かち境界線に従って海域境界画定線が引かれるべきであることと、両国の海岸線の長さの不均衡を主張した。しかし、ICJはこれらの主張のいずれも等距離線の修正を必要とする事情にはあたらないとした⁽¹⁰¹⁾。ICJが唯一関連事情として取り上げたのはファッシャー

ル・ジャリム (Fasht al Jarim) である。ファッシャー・ジャリムはその一部がバーレーンの領海に存在する海洋地勢 (maritime feature) であり、高潮時にはわずかに上部が海面上に残るだけになる⁽¹⁰²⁾。しかし、裁判所はこのファッシャー・ジャリムを関連事情として検討したものの、その存在が等距離線を修正する理由とはならないと判断した⁽¹⁰³⁾。

8 カメルーンとナイジェリア間の領土・海域境界画定事件 (ICJ、1994年3月29日付託、2002年10月10日判決)

カメルーンとナイジェリアは、チャド湖 (Lake Chad) からギニア湾にかけて陸上国境を接している。1884年にドイツの保護領となったカメルーン地方は、第一次世界大戦後、フランスとイギリスの委任統治のもとに置かれ、第二次世界大戦後は国連の信託統治となっていたが、1960年に東カメルーンとして独立した。現在のカメルーンは、これにイギリスの統治領だった西カメルーンの南部が合邦したものである。一方、ナイジェリアも1960年にイギリス連邦内の独立を達成した。

このような経緯から、両国間の国境は、基本的に植民地時代に支配国同士によって行われた合意 (1885年のベルリン会議における協定、1913年の英独協定) に基づいていた。また、カメルーンとナイジェリア間にも、1975年のマロウア宣言 (Maroua Declaration) において一部の海域の境界に関する合意があった。特に陸上国境の最南端に位置するバカシ半島 (Bakassi Peninsula) は、低湿地で農地としては無価値に等しい

⁽⁹⁸⁾ Case Concerning Maritime Delimitation and Territorial Questions Between Qatar and Bahrain, *ICJ Reports*, 2001, para.167. <<http://www.icj-cij.org/icjwww/idocket/iqb/iqbframe.htm>>

⁽⁹⁹⁾ *ibid.*, para.170.

⁽¹⁰⁰⁾ *ibid.*, para.225-230.

⁽¹⁰¹⁾ *ibid.*, para.235-243.

⁽¹⁰²⁾ *ibid.*, para.248.

⁽¹⁰³⁾ *ibid.*

が、その沖合に水産資源の存在と石油埋蔵の可能性があるため、両国はその帰属をめぐる対立していた⁽¹⁰⁴⁾。

1994年、カメルーンは同半島の領有権の帰属と、両国間の海域境界画定を合わせてICJに提訴した。カメルーンは、ICJの管轄権の基礎を、国際司法裁判所規程第36条第2項に基づく両国の選択条項受諾宣言に求めた。

本件においてICJは、前記カタルとバーレーン間の事件に続き、領域主権の帰属と海域境界画定を同時に判断することとなった。また、カメルーンとナイジェリアは両国ともに国連海洋法条約を批准しており、ICJが海域の境界画定に関する規定である第74条（EEZ）及び第83条（大陸棚）に基づいて判断した初めての事例となった。

ICJは境界画定を行うに当たり、紛争が起きている海域を2つに分けて検討した。第一の海域は、アクワヤフェ（Akwayafe）河口からポイントGと呼ばれる地点（沿岸から約17カイリの距離に位置する）までの海域であり、領海の境界画定も含む。この海域においてカメルーンは、1913年の英独協定、両国がこれまでに行ってきた境界画定の様々な努力の1つでもある1971年の第2ヤウンデ宣言（Yaoundé II Declaration）、そしてマロウア宣言によって境界は画定されてきたと主張し、ICJの権限をもってそれを確認することを要求した⁽¹⁰⁵⁾。他方ナイジェリアは、

マロウア宣言の国際合意としての有効性を否定し⁽¹⁰⁶⁾、境界画定が新たに（*de novo*）なされるべきだと主張した⁽¹⁰⁷⁾。しかし、ICJは第2ヤウンデ宣言とマロウア宣言の有効性を確認し、英独協定、第2ヤウンデ宣言、マロウア宣言によって境界はすでに画定されていると判示した⁽¹⁰⁸⁾。

続いてICJは、ポイントGより沖合いの海域の境界の画定を行った。カメルーンは、海域の境界画定問題は事例ごとに個別の特徴を有するため、全ての事例に適用可能な唯一の手段はなく、等距離原則も全ての境界画定に自動的に適用される慣習法上の原則ではないと主張した⁽¹⁰⁹⁾。ナイジェリアは、一般的にICJはまず等距離線をひき、関連事情を考慮して境界線を修正していくべきだと主張した⁽¹¹⁰⁾。

ICJはこれまでの判例に言及し、管轄権が重複するいくつかの海域の境界が画定される場合における適用基準・原則・規則は明らかになりつつあると述べた。いわゆる衡平原則＝関連事情原則と表現されるこの方法は、領海の境界画定に適用される等距離＝特別事情原則（国連海洋法条約第15条）に類似し、まず等距離線を引いた後、「衡平な結果」に達するようにそれを修正するというものである⁽¹¹¹⁾。そして、この方法をとったグリーンランド＝ヤンマイエン海域画定事件とカタル＝バーレーン海域境界画定事件に言及し、本件も同じ方法を適用すると

⁽¹⁰⁴⁾ 望月克哉「バカシ半島領有問題をめぐるナイジェリア、カメルーン交渉」『アフリカレポート』No.36, 2003.3, p.27.

⁽¹⁰⁵⁾ Case Concerning the Land and Maritime Boundary Between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria), *ICJ Reports 2002*, pp.120-122, para.248-253.

⁽¹⁰⁶⁾ *ibid.*, p.122-123, para.258. ナイジェリアはマロウア宣言が国家主席（Head of State）によって署名されたものの最高軍事評議会（Supreme Military Council）が批准をしていないことを理由に、このような合意は正当性を欠くと主張した。

⁽¹⁰⁷⁾ *ibid.*, pp.122-123, para.254-259.

⁽¹⁰⁸⁾ *ibid.*, p.126, para.268.

⁽¹⁰⁹⁾ *ibid.*, p.127, para.271.

⁽¹¹⁰⁾ *ibid.*, pp.130-131, para.280.

⁽¹¹¹⁾ *ibid.*, p.135, para.288.

した⁽¹¹²⁾。

続いて ICJ は、衡平な結果に達するために等距離線を修正することが必要な事情の存在の有無を検討した。まずカメルーンは、ギニア湾とカメルーンの海岸線のくぼみ、赤道ギニア領ビオコ島 (Bioko Island) の存在、海岸線の長さの不均衡が考慮されるべきだと主張した。しかし、ICJ はそれらのいずれも等距離線を修正する事情とは認めなかった。ICJ は、そのようなくぼみは境界画定が行われる海域に存在している時にのみ考慮されるのであり、本件の境界画定に関連する海岸は特別なくぼみとはいえず、この区域においては関連海域の海岸線の形状は考慮する必要はないとした⁽¹¹³⁾。ビオコ島についても、ICJ は英仏大陸棚事件判決を引用し島が考慮されることもありうるとしながらも、赤道ギニアが本件の当事国ではないことから本件においてはその存在を考慮しなかった⁽¹¹⁴⁾。海岸線の長さについても、ICJ は当該海域には考慮すべき不均衡はないと判断した⁽¹¹⁵⁾。一方ナイジェリアは、両国の石油コンセッションに関する国家実行が境界画定の決定的要素であると主張したが、ICJ はこれも否定した⁽¹¹⁶⁾。

おわりに

以上、海域の境界画定に関する国際判例を見てきた。これらの事例からもわかるように、海域の境界画定問題は事例ごとに個別の特徴を有し、判例も個々の事情を考慮して、それぞれにふさわしい基準を適用してきた。だが、カメルーンとナイジェリア間の領土・海域境界紛争事件

判決が述べているように、これまでの判例の積み重ねから境界が画定される場合における適用基準は、衡平原則＝関連事情原則として明らかになりつつある。

北海大陸棚事件判決は、大陸棚が陸地領土の自然の延長であることを重視し、それが大陸棚境界画定の基準であるとした。しかし、その後の判例は境界画定にあたり、海岸からの距離を重視している。これは、国連海洋法条約の成立に伴い、範囲が専ら距離基準によって決定される EEZ 制度が成立し、その EEZ と密接な関係を有する大陸棚の定義にも距離基準が導入されたことが大きい。その結果、現在では境界画定において、自然延長原則よりも距離基準が重視されるようになったと考えられる。

一方、判例は、等距離原則が慣習法規とはいえず、その適用は義務的ではないという北海大陸棚事件判決を踏襲しながらも⁽¹¹⁷⁾、等距離方法の合理性を認めてきた。英仏大陸棚事件からカメルーンとナイジェリア間の領土・海域境界紛争事件判決まで、各判決は多かれ少なかれこの方法を採用しており、等距離方法はかなりの重要性を持っているといえる。最近の判例は、まず暫定的に当事国間に中間線を引き、関連事情を考慮してそれを修正する方法をとっており、境界画定の出発点として等距離原則を適用し、のちに必要に応じてこれを調整する方法がごく普通になっている⁽¹¹⁸⁾。

判例上、境界画定の基本原則と考えられるのは衡平原則であろう。北海大陸棚事件判決が衡平原則を強調したことは後の判例にもほぼ踏襲されており、境界画定は衡平な結果を達成する

⁽¹¹²⁾ *ibid.*, pp.135-136, para.289-290.

⁽¹¹³⁾ *ibid.*, pp.138-139, para.297-298.

⁽¹¹⁴⁾ *ibid.*, p.139, para.298-299.

⁽¹¹⁵⁾ *ibid.*, pp.139-140, para.300-301.

⁽¹¹⁶⁾ *ibid.*, pp.140-141, para.302-304.

⁽¹¹⁷⁾ *ICJ Reports 1969, op. cit.*, p.23, para.22-23

⁽¹¹⁸⁾ 島田征夫、林司宣編『海洋法テキストブック』有信堂高文社、2005、p.89.

ために、衡平原則に従って関連事情を考慮して行われなければならないと繰り返し述べられてきた。その衡平原則が第一に目指すのは衡平な結果の達成であり、境界画定において、その結果の達成のために適当な手段が選択されなければならない。先に述べたように、事例ごとに特徴を有する境界画定問題においては、結果の衡平を求めれば求めるほど関連事情の考慮が重要になってくるのである。

判例は、関連事情を大きく地理的要因と非地理的要因に分け、前者に主要な役割を認めてきた。北海大陸棚事件は、考慮すべき事情として、①沿岸国海岸の地形及び特殊な地形の存在、②大陸棚の物理的または地質学的構造と天然資源、③沿岸国に属する大陸棚の広さと一般的方向で測られる海岸線の長さとの間の合理的な均衡性を挙げた。①と③は地理的要因であり、当時から ICJ は地理的要因を相対的に重視していたと考えられる。この論理は後の判決にも踏襲され、特にリビア＝マルタ大陸棚事件は関連事情が大陸棚に係るものに限定されることを明らかにした。

地理的要因として考慮されるものには、沿岸国の海岸線の形状や長さの均衡性、島の存在、岬の突出、湾の大きな湾曲、半島の存在などがある。特に島は境界画定にかなり大きな影響を及ぼす要因であり、島自体は対象内海域で主要な位置を占めていなくても、境界線を曲げさせたり途中で角度を変えさせたりする効果を持ちうる⁽¹¹⁹⁾。

一方、判例は非地理的要因の重要性を認めてこなかったといえる。当事国がこれまでに主張してきた非地理的要因には、地質的要因、海底地形、天然資源及び経済的要因、安全保障上の

利益、紛争当事国の行為、第三国の利益などがある。すでに見てきたように、北海大陸棚事件判決においては自然の延長原則が用いられたが、その後の判決は海底の地質的要因に由来する自然の延長原則を重視してこなかった。判例は、経済的要因に関しても、グリーンランドとヤンマイエン間の海域境界画定事件におけるシヤモ漁業といった一部の例外を除き、比較的軽視してきたといえるだろう。

日本はこれまで一貫して海域境界線を中間線とする立場を取り、関係国内法においてこれを明らかにしてきた。しかし、日韓間、日中間ともに完全な境界画定は行われていない。特に中国は1980年代から東シナ海の海底資源探査を進めてきたが、2003年8月から日中中間線よりわずかに中国側に4キロの位置にあるガス田の採掘に着手している⁽¹²⁰⁾。両国間の海域の境界画定について、日本が両国海岸から等距離にある中間線を境界とすべきことを主張してきたのに対し、中国は海底の資源に関して、大陸棚が自国領土の自然の延長であるとして日中中間線より日本側の沖縄トラフまでが中国の大陸棚であり、日中間の境界はそこに設けられるべきだと主張している。しかし、自然延長原則のみをして境界画定を行おうとする中国の主張は、最近の国際判例の趨勢にそぐわないであろう。一方で判例は、日本が主張するように中間線で境界画定を行う場合に関連事情を考慮する必要があるとしている。

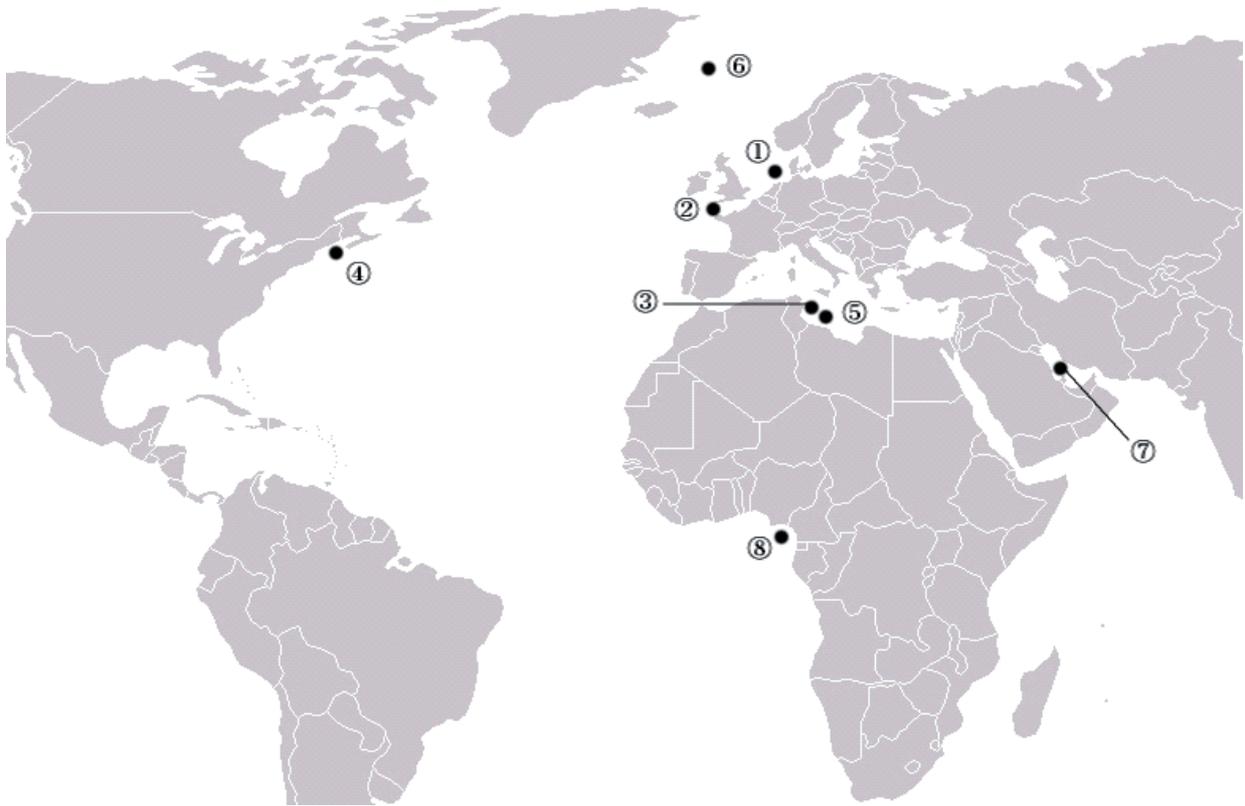
日中間の境界画定も、衡平原則＝関連事情原則に基づき、まず暫定的に両国間に中間線を引き、「衡平な結果」に達するようにそれを修正する方法をとることが、判例の流れに照らしても適切な方法といえるのではないだろうか。

(まつば まみ 外交防衛課)

⁽¹¹⁹⁾ 三好, 前掲論文, p.176.

⁽¹²⁰⁾ 「日中摩擦 新たなトゲ」『日本経済新聞』2004.10.19 ; 「日中連携の成否、焦点に」『日本経済新聞』2005.1.16. 他。

境界画定紛争海域一覧



- ① 北海大陸棚事件
- ② 英仏大陸棚事件
- ③ チュニジア＝リビア大陸棚事件
- ④ メイン湾海域境界画定事件
- ⑤ リビア＝マルタ大陸棚事件
- ⑥ グリーンランドとヤンマイエン間の海域境界画定事件
- ⑦ カタールとバーレーン間の海域境界画定と領域問題事件
- ⑧ カメルーンとナイジェリア間の領土・海域境界画定事件